

令和 8 年 8 月 6 日

港湾空港局空港企画課

第三セクターの経営情報について

報告対象団体		北九州エアターミナル株式会社
会社概要	事業概要	北九州空港における貸室業及び空港利用施設の賃貸業等
	資本金額	3,965,884 千円
	本市の出資額	1,215,992 千円
	本市の出資割合	30.66 %
	従業員数	23 人
営業報告の要点		北九州空港においては、国内旅客需要及び訪日需要の回復により利用者数は堅調に推移したことに加え、貨物取扱量も過去最高を記録しており、北九州エアターミナルでは、当期純利益を計上した。 【旅客】国内国際合計：約 1,251 千人（前年度比 104.2%） ・国内旅客数：約 1,122 千人 ・国際旅客数：約 129 千人 【貨物】国内国際合計：約 4 万 1 千トン（前年度比 112.9%） ・国内貨物取扱量：約 3 万 1 千トン ・国際貨物取扱量：約 1 万トン 【その他】 ・ターミナルビル来館者数：約 1,798 千人（前年度比 103.4%） ・駐車場利用台数（一般）：約 287 千台（前年度比 104.3%） 【売上高・販売費及び一般管理費】 空港利用者の回復や貨物取扱量の増加に伴い、当期売上高は 1,275,788 千円（前年度比 101.5%）となった。 販売費及び一般管理費の合計は、物価・人件費高騰に伴う管理委託費等の増加により 1,154,834 千円（前年度比 106.8%）となった。
収支状況の要点	当期純利益	154,792 千円
	前年度との比較	○営業利益：111,548 千円 前年度比 54,795 千円の減少（前年度営業利益：166,344 千円） ○経常利益：186,869 千円 前年度比 6,189 千円の減少（前年度経常利益：193,059 千円） ○当期純利益：154,792 千円 前年度比 16,340 千円の減少（前年度当期純利益：171,132 千円）
	その他 （剰余金・欠損金、設備投資、資金調達など）	○設備投資：電力計取替工事、トイレ洋式化、国際線保安検査装置更新
繰越利益剰余金		966,149 千円
株主総会 （令和 8 年 6 月 29 日開催）	監査報告	会計監査人（公認会計士北部九州監査団）及び監査役会（監査役 3 名）による監査の結果、適法かつ正確であった。
	議案	(1) 報告事項 ○第 37 期（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）事業報告及び計算書類報告の件 (2) 決議事項 ○第 1 号議案 取締役 10 名選任の件

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

北九州エアターミナル株式会社

令和 7 年度 経営状況報告

(第 37 期定時株主総会資料)

第 37 期 事 業 報 告

〔 令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで 〕

北九州エアターミナル株式会社

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過とその成果等

当期の日本経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調にある一方で、為替動向やエネルギー価格の変動、国際情勢などによる影響が懸念され、今後の経済動向については慎重な見通しが求められる状況となっております。

航空業界におきましては、国内旅客需要および訪日需要の回復により利用者数は堅調に推移したものの、円安の進行に伴う燃油費・整備費等の運航コスト上昇に加え、人件費の増加や価格競争の継続により、中堅航空会社を取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況となっております。一方で、需要回復を背景とした搭乗率の改善など、収益改善に向けた動きも見られました。こうした中、航空業界全体では、従来の輸送量拡大を主軸とした成長戦略から、運航効率の向上や収益管理の高度化を通じて収益性を重視する事業運営への転換が進んでおります。

このような中、我が北九州空港の年間旅行客の状況は、国内線につきましては、東京（羽田）定期便が約 1,119 千人で前期比 105.1%でした。そして、これにチャーター便を加えた旅行客の合計は約 1,122 千人で前期比 105.1%となり、人数にして 54 千人増となりました。

一方、国際線の年間旅客数は、定期便では、令和 7 年 9 月 30 日からエアロ K 航空による清州線が新規就航となり、その利用者約 20 千人が純増となったものの、ジンエアーによる韓国（仁川）定期便が 107 千人と微減、そしてチャーター便が約 2 千人と減少したことから、合計では約 129 千人、前期比 97.6%となりました。

国内線と国際線を合わせた年間旅客数は約 1,251 千人で前期比 104.2%、人数では 51 千人増となり、コロナ禍前の平成 30 年度に比べ 70.2%と徐々にではありますが回復基調を継続しています。

貨物便につきましては、国内航空貨物の年間取扱量が約 3 万トンで前期比 119.0%と大きく伸び、国際航空貨物の年間取扱量も約 1 万トンとほぼ前期並みだったことから、双方を合わせた年間の貨物取扱量は約 4 万 1 千トンで前期比 112.9%と、過去最高の取扱量を記録しています。

また、ターミナルビルの年間来館者は、令和 7 年度から新たに始めたプロモーション活動の効果などから約 1,798 千人で前期比 103.4%、人数にして 6 万人近く増加しました。それに伴い、駐車場利用台数も約 287 千台、前期比 104.3%となりました。

当社の経営につきましては、売上高は約 1,275 百万円で前期比 101.5%と微増したものの、物価・人件費高騰に伴う管理委託費の増加などにより、当期純利益は約 154 百万円で前年比 90.5%となりました。

北九州空港は今年 3 月に開港 20 周年を迎え、新たなステージに入りました。令和 9 年 8 月には滑走路の延長工事も完了します。

当社としましては、20周年記念事業の際に掲げた「未来へ羽ばたく北九州空港」というビジョンを引継ぎ、今後もPRやキャンペーン等のプロモーション活動を積極的に展開するとともに、航空会社はもとより行政や関係団体と連携した旅客誘致活動にも力を入れ、地域や利用者に愛される空港として一層の発展を遂げていけるよう、社員一丸となり取り組んでまいります。

(2) 資金調達の状況

該当事項なし。

(3) 設備投資の状況

- ① 電力計取替工事
- ② トイレ洋式化
- ③ 国際線保安検査装置更新

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

年度 区分	令和4年度 (第34期)	令和5年度 (第35期)	令和6年度 (第36期)	令和7年度 (第37期)
売上高	886,171	1,089,251	1,256,403	1,275,788
当期純利益	22,617	153,470	171,133	154,792
1株当たり 当期純利益	288円57銭	1,958円17銭	2,183円54銭	1,975円05銭
総資産	4,850,739	5,526,865	5,953,661	5,895,217

(5) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

- ①貸室業及び空港利用施設の賃貸業
- ②広告、宣伝並びに広告代理業
- ③駐車場事業

(6) 事業所及び従業員の状況

- ①事業所の所在地

北九州市小倉南区空港北町6番

②従業員の状況（令和８年３月３１日現在）

ア．従業員数 男 ９ 名 女 １ ４ 名 合計 ２ ３ 名
 イ．平均年齢 ４ ５ . １ 歳
 ウ．平均勤続年数 ５ . ９ ９ 年

（７）主要な借入先及び借入額

（令和８年３月３１日現在）

借入先	借入額（残高）
北九州市（ふるさと融資）	２ １ ４ , ７ ３ ８ 千円
福岡銀行	３ , ９ ９ ２ 千円
西日本シティ銀行	３ , ９ ９ ２ 千円
北九州銀行	３ , ９ ９ ２ 千円
福岡ひびき信用金庫	３ , ９ ９ ２ 千円

２． 株式に関する事項

株式の状況（令和８年３月３１日現在）

- ①発行可能株式総数 ８ ０ , ０ ０ ０ 株
 ②発行済株式の総数 ７ ８ , ３ ７ ４ 株
 ③株主総数 ７ ２ 名
 ④発行済株式の総数の１０分の１以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
福 岡 県	２ ３ , ８ ５ ７ 株	３ ０ . ４ ４ %
北 九 州 市	２ ３ , ８ ５ ７ 株	３ ０ . ４ ４ %

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(令和8年3月31日現在)

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	鮎川 典明	
代表取締役専務	小島 良俊	
常務取締役	垣田 健一	
取 締 役	東 俊明	日産自動車九州株式会社 取締役常務執行役員
取 締 役	鶴岡 直樹	株式会社ゼンリン 社長室 参与
取 締 役	平尾 智賀志	ANAホールディングス株式会社 グループ経営戦略室 事業推進部 マネジャー
取 締 役	安成 健一郎	苅田町 副町長
取 締 役	田中 江美	TOTO株式会社 総務本部 副本部長
取 締 役	吉田 透	西日本鉄道株式会社 執行役員 西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長
取 締 役	麻生 弘之	九州電力株式会社 執行役員 北九州支店長
常勤監査役	山田 正秀	
監 査 役	井倉 眞	福岡ひびき信用金庫 理事長
監 査 役	川中 昌哉	行橋市 総務部長

(注1) 取締役の東氏、鶴岡氏、平尾氏、安成氏、田中氏、吉田氏、麻生氏は、社外取締役。

(注2) 監査役の井倉氏、川中氏は社外監査役。

(注3) 当社は社外取締役および監査役 計 10名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
合 計	4名	17,400千円

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

公認会計士北部九州監査団

総括代表公認会計士 神尾 康生

代表公認会計士 島田 守

(注) 当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての内容の概要

当社は、会社法の規定に基づいて、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、会社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努め、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図っております。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 社会倫理の遵守や法令の遵守を徹底し、公正かつ適正な経営を実現するとともに、企業の社会的責任を果たす経営を図る。

② 取締役会は、法令、定款等に従い、会社の業務執行を決定する。

取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

③ 取締役は、法令、定款、稟議規程等の規程に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。

(2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために前記(1)の①の実践的運用と徹底を図る。特に、空港管理規則、消防法等の空港ビルを

運営するに必要な関連法規、企業情報（個人情報を含む）の厳重管理等については、その教育、啓発に注力する。

- ② 職制を通じて適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③ 定期的な内部監査を実施することにより、使用人による職務執行の法令及び定款への適合性を点検する。
- ④ 使用人の法令、定款、各種規程を遵守した職務執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、内部通報制度の円滑な運営を図る。

（３）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録も含む）及びその他重要な情報を法令及び社内規程（文書管理規程）に基づき適正に保存及び管理する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

（４）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程を策定し、リスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で、リスクへの適切な対応を図る。
- ② 取締役会にリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には社長が指揮する対策本部を設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整える。

（５）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を３ヶ月に１回定時に開催又は必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役会に付議又は報告する事項については、事前に関係部署において十分な検討を行ったうえで、取締役会に上程する。

（６）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役会と協議のうえ合理的な範囲で配置するものとする。
- ② 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- ③ 配置された補助者は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。
- ② 監査役が取締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備する。
- ③ 報告を行ったものが、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、当社内部通報制度に基づき当該報告者を適切に保護する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役が職務遂行上必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの必要な費用を認める。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、総務部が監査役の業務を補助する。
- ② 監査役は、会計監査の検査結果について疑義がある場合は、会計監査人との面談を持ち、会計監査人の検査結果について協議する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (1) 平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応し、平成27年6月4日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めています。
- (2) 当事業年度において、取締役会を6回開催し、各議案の審議および重要な業務執行の状況について報告がなされ、業務執行状況の監督がなされております。
- (3) 監査役は当社代表取締役及び取締役、会計監査人との間で意見交換を行い、情報の連携を図っております。
- (4) 法令や定款に反する行為に関しては、社内通報制度を整備し、モニタリング強化を図ることで、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化につなげております。

貸借対照表

《令和8年3月31日現在》

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1, 779, 701, 511	【流動負債】	271, 651, 482
現金・預金	1, 687, 508, 518	買掛金	899, 023
未収入金	89, 369, 778	前受金	51, 391, 144
商品	195, 241	一年以内返済長期借入金	27, 278, 000
貯蔵品	17, 831	賞与引当金	4, 090, 000
前払費用	2, 610, 143	未払金	74, 981, 967
		未払法人税等	27, 739, 200
		未払消費税等	31, 393, 600
		預り金	43, 459
		未払費用	2, 243, 300
【固定資産】	4, 115, 515, 565	前受収益	1, 111, 632
(有形固定資産)	3, 920, 409, 515	リース債務	17, 822, 757
建物	3, 614, 235, 751	預り保証金	57, 400
構築物	128, 567, 854	預り建設協力金	32, 600, 000
工具器具備品	43, 388, 750	【固定負債】	828, 316, 612
機械装置	20, 541, 381	長期借入金	203, 428, 000
車両運搬具	4, 547, 880	退職給付引当金	29, 907, 252
リース資産	92, 847, 899	長期リース債務	117, 895, 219
建設仮勘定	16, 280, 000	資産除去債務	218, 212, 146
		預り敷金	22, 310, 400
		預り保証金	674, 800
		長期預り建設協力金	228, 200, 000
		長期前受収益	7, 688, 795
(無形固定資産)	288, 481	負債合計	1, 099, 968, 094
電話加入権	124, 984	純 資 産 の 部	
水道施設利用権	163, 497	【株主資本】	4, 932, 033, 582
(投資その他の資産)	194, 817, 569	資本金	3, 965, 884, 000
投資有価証券	173, 585, 100	利益剰余金	966, 149, 582
出資金	300, 000	その他利益剰余金	966, 149, 582
繰延税金資産	13, 445, 000	繰越利益剰余金	966, 149, 582
預り建設協力金受入差金	7, 487, 469	【評価・換算差額等】	▲136, 784, 600
		その他有価証券評価差額金	▲136, 784, 600
		純資産合計	4, 795, 248, 982
資産合計	5, 895, 217, 076	負債・純資産合計	5, 895, 217, 076

損益計算書
 《自 令和 7 年 4 月 1 日》
 《至 令和 8 年 3 月 31 日》

(単位：円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		1, 275, 788, 725
家賃収入	375, 288, 037	
管理費収入	256, 548, 033	
広告料収入	43, 539, 565	
設備使用料収入	298, 967, 296	
駐車場収入	247, 968, 107	
業務受託収入	10, 590, 504	
直営事業売上高	42, 887, 183	
II 売 上 原 価 (直営事業)		9, 405, 417
売 上 総 利 益 金 額		1, 266, 383, 308
III 販売費及び一般管理費		1, 154, 834, 902
営 業 利 益 金 額		111, 548, 406
IV 営 業 外 収 益		79, 863, 027
受取利息	2, 884, 546	
雑収入	27, 627, 604	
受取配当金	487, 400	
プロモーション事業補助金	48, 863, 477	
V 営 業 外 費 用		4, 541, 805
支払利息	4, 541, 805	
経 常 利 益 金 額		186, 869, 628
VI 特 別 利 益		73, 353, 832
補助金	73, 353, 832	
VII 特 別 損 失		60, 360, 119
固定資産除却損	219, 236	
建物圧縮損	6, 390, 000	
構築物圧縮損	1, 669, 999	
器具備品圧縮損	7, 525, 000	
建物附属設備圧縮損	44, 555, 884	
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		199, 863, 341
法人税、住民税及び事業税	33, 429, 500	45, 070, 500
法人税等調整額	11, 641, 000	
当 期 純 利 益 金 額		154, 792, 841

株主資本等変動計算書

《自 令和 7 年 4 月 1 日》

《至 令和 8 年 3 月 31 日》

(単位: 円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計
		その他利益剰余金	利益 剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	3, 965, 884, 000	811, 356, 741	811, 356, 741	4, 777, 240, 741
当期変動額				
当期純利益金額		154, 792, 841	154, 792, 841	154, 792, 841
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計		154, 792, 841	154, 792, 841	154, 792, 841
当期末残高	3, 965, 884, 000	966, 149, 582	966, 149, 582	4, 932, 033, 582

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	▲96,160,200	▲96,160,200	4,681,080,541
当期変動額			
当期純利益金額			154,792,841
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	▲40,624,400	▲40,624,400	▲40,624,400
当期変動額合計	▲40,624,400	▲40,624,400	114,168,441
当期末残高	▲136,784,600	▲136,784,600	4,795,248,982

注記表

(注) 注記表の記載金額は、千円未満又は表示桁未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの・・・移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

 商品に関して、最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

 有形固定資産（リース資産を除く）

 ・・・定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物及び建物附属設備ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した構築物については定額法）を採用しております。

 無形固定資産・・・定額法を採用しております。

 リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

 一括償却資産・・・発生年度から 3 年間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

 賞与引当金・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

 退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付の見込額に基づき必要額を計上しております。

注記表

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、貸室業及び空港利用施設の賃貸業を主たる事業とし、旅客ターミナル・貨物ターミナルの建設・管理運営等を行っております。

家賃収入及び管理費収入は、主に事務室、店舗施設等の賃貸借契約に基づく収入で構成されております。履行義務は当該賃貸借施設等の提供及び管理となり、賃貸借契約等に基づく一定期間ごとの提供ならびに管理業務の完了をもって充足されるものであり、提供期間に応じ収益を計上しております。

設備使用料収入は、主に旅客取扱施設の使用料収入等で構成されております。これらは、旅客ターミナルビルを利用する旅客、航空運送事業者（航空会社）から徴収するものであり、当社は当該収入を旅客共通利用に供する施設に係る整備費用等に充当し、旅客ターミナルの適切な管理運営を行う義務を負っております。当該履行義務は、航空運送事業者（航空会社）が提供する旅客の航空輸送役務の完了をもって充足されるものであり、履行義務が一時点で充足される場合には旅客の航空輸送役務の完了した時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間に応じ収益を計上しております。

その他の収入は、主に駐車場収入、直営ラウンジによる売上高、広告料収入で構成されています。各収入に係る履行義務は、北九州空港駐車場における駐車サービスの提供、直営ラウンジ利用サービスの提供、旅客ターミナル館内広告各所における広告掲載等の役務の完了をもって充足されるものであり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間に応じ収益を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記表

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を検討した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額：13,445 千円

(2) 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌会計年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

税効果会計に関する注記

1、繰延税金資産及び負債の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税・事業所税及び税務上の繰越欠損金であります。

2、決算日後の法人税等の税率の変更

令和 7 年 3 月 31 日に「地方税法及び地方税法等の一部を改正する等の法律」（令和 7 年法律第 7 号）及び「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が国会で成立し、令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より法人税率等が引き上げられることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用する法定実効税率は、令和 8 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、30.41%から 31.31%に変更されます。

なお、計算書類に与える影響はありません。

注記表

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4, 242, 046 千円

2. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から控除されている補助金による圧縮記帳累計額

建物	135, 190 千円		
構築物	12, 204 千円		
機械装置	32, 699 千円		
車両運搬具	207, 934 千円		
器具備品	113, 042 千円	計	501, 071 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式数 普通株式 78, 374 株

注記表

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

当期末の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 ・ 預 金	1, 687, 508	1, 687, 508	—
(2) 未 収 入 金	89, 369	89, 369	—
(3) 投 資 有 価 証 券	173, 069	173, 069	—
資 産 計	1, 949, 947	1, 949, 947	
(4) 買掛金及び未払金	78, 124	78, 124	—
(5) 1年以内返済長期借入金	27, 278	27, 278	—
(6) リース債務（流動負債）	17, 822	17, 822	—
(7) 預り保証金（流動負債）	57	57	—
(8) 預り建設協力金（流動負債）	32, 600	32, 600	—
(9) 長期借入金	203, 428	192, 071	△11, 356
(10) 長期リース債務	117, 895	119, 196	1, 301
(11) 預 り 敷 金	22, 310	20, 026	△2, 283
(12) 預り保証金	674	571	△103
(13) 長期預り建設協力金	228, 200	210, 881	△17, 318
負 債 計	728, 380	698, 630	

注記表

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

- (1) 現金・預金、(2) 未収入金、(4) 買掛金及び未払金、(5) 1年以内返済長期借入金、(6) リース債務（流動負債）、(7) 預り保証金（流動負債）、(8) 預り建設協力金（流動負債）

これらは短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっています。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、上場株式であり取引所の価格によっており、活発な市場であるため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

非上場株式（貸借対照表計上額 515 千円）は、市場価格がないため時価を把握することが極めて困難と認められるため、投資有価証券に含めません。

- (9) 長期借入金（10）長期リース債務、(11) 預り敷金、(12) 預り保証金、(13) 長期預り建設協力金

これらの時価については、合理的に見積った返済予定時期に基づき、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

注記表

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、北九州空港ターミナルビル内において、賃貸用施設を有しております。

2. 賃貸業等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
3, 614, 235	3, 347, 035

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（建築費指数を用いて行ったものを含む。）であります。

注記表

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要 株主	北九州市	被所有 直接 30.44%	・プロモーション 事業への補助 ・民間金融機関に 対する連帯保証 料支出の補助 ・資金の借入	プロモーション事業 補助金受領 (注1)	48,863,477 円	—	—
				保証金受領 (注2)	1,326,632 円	—	—
				利息の支払 (注3)	—	1年以内 返済予定の 長期借入金	25,262,000 円
						長期 借入金	189,476,000 円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 北九州空港魅力向上事業補助金交付要綱に基づき、プロモーション事業にかかる支出の積算額にて決定しております。

(注2) 北九州市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金交付要領に基づき、地域総合整備資金の貸付けを受けるために民間金融機関へ支払った連帯保証料を上限として決定しています。

(注3) 借入金利息については、契約により全額無利子となっております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 61,184 円 18 銭

一株当たり当期純利益金額 1,975 円 05 銭

注記表

その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

国有財産法第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定により空港及び空港ビルに係る敷地を賃借するものですが、大阪航空局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は自己の負担で大阪航空局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければなりません（国有財産使用許可書第 9 条）。この規定により、物件の解体費用を見積り、資産除去債務を計上しております。対象となる物件、その使用可能期間及び割引率は以下のとおりです。

物件名	使用可能期間	割引率
空港ターミナルビル	4 5 年	2 0 年国債利子率
航空会社事務所棟 及びテナント施設棟	3 7 年	2 0 年国債利子率
第 2 国際貨物上屋	2 8 年	2 0 年国債利子率
第 2 国内貨物上屋	2 7 年	2 0 年国債利子率

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期 首 残 高	214, 415 千円
有形固定資産の取得による増加額	- 千円
時の経過による調整額	<u>3, 796 千円</u>
期 末 残 高	<u>218, 212 千円</u>

独立監査人の監査報告書

令和8年 5月29日

北九州エアターミナル株式会社
取締役会 御中

公認会計士北部九州監査団
福岡県北九州市

総括代表公認会計士 神尾 康生

代表公認会計士 島田 守

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北九州エアターミナル株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、総務部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する内容及び当該整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「公認会計士北部九州監査団」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年6月3日

北九州エアターミナル株式会社 監査役会

常勤監査役

山田 正秀



監査役（社外監査役）

井倉 眞



監査役（社外監査役）

川中 昌哉

